

## 債権回収の弁護士費用

※以下は、債権の存否や請求の可否自体に争いのない事案についての費用であり、争いのある事件については通常事件と同様の費用となります（すべて税抜表示となっております）。

着手金については各手続ごとにそれぞれ申し受けますが、報酬金については、現実に回収できた際に、回収金額の20%を申し受けます。

着手金	①通知書の発送	無 料
	②支払督促・訴訟提起	10万円
	③強制執行	10万円
	④仮差押え	20万円
報酬金	回収の方法如何を問わず、現実に回収した金額の20%相当額	

※掲載費用は全て税別になります。